

藤井寺アンバサダー設置要綱

(設置)

第1条 藤井寺市の魅力を市内外に広く発信することで、知名度を向上させ、観光客の誘致促進による観光振興及び交流人口の増大並びに定住促進を図るため、藤井寺アンバサダー（以下「アンバサダー」という。）を置く。

(愛称)

第2条 アンバサダーの愛称は、「F U J I I D E R A ★ A M B A S S A D O R」とする。

(活動内容等)

第3条 アンバサダーは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市の様々な魅力を市内外に広く情報発信すること。
- (2) 市が主催する各種行事への協力に関すること。
- (3) 市に対する意見、提言の提供に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める活動に関すること。

2 市長は、前項の活動に資するため、次に掲げるものをアンバサダーに提供することができる。

- (1) アンバサダーの名刺
- (2) 市の魅力発信に寄与するためのPR物品
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(任命)

第4条 アンバサダーは、自らが主体となって、継続的に活動できる者で、次の各号の全てに該当するもののうちから、本人の同意を得て市長が任命するものとする。

- (1) 市の出身である者又は市にゆかりのある者（本人又は親族が市内に居住している又は居住した経験があるなど。）
- (2) 市が運営する広報媒体（SNSを含む。）において自身の氏名、肩書、肖像等の掲載に協力できる者
- (3) 市が主催する事業等に参画した又は参画する意向がある者
- (4) 芸能、文化、スポーツ、芸術等の分野において活躍している者

(任期)

第5条 アンバサダーの任期は、3年（年度の途中で任命されたアンバサダーの任期は、任命を受けた日から2年を経過した日の属する年度の末日まで）とする。

2 市長は、前項の任期の満了する年度に、継続の意思確認に努めることとし、任期満了の1月前までに辞退の申出がない場合は、自動更新するものとする。

(解任)

第6条 市長は、アンバサダーが次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 本人から辞退の申出があったとき。
- (2) 第3条第1項各号に掲げる活動を行うことができないと認められるとき。
- (3) アンバサダーとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他市長がアンバサダーとして適当でないと認めるとき。

(報酬等)

第7条 アンバサダーに対する報酬は、支給しない。ただし、活動を遂行するために、市長が特に必要と認める経費については、予算の範囲内で支給することができる。

(庶務)

第8条 アンバサダーに関する庶務は、魅力発信課及び観光課が協力して行うものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アンバサダーの設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月22日から施行する。